また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

⑷　指定管理鳥獣

①　対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、法第２条第５項に基づき環境大臣が定めるものとする。

国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果等から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定を行うよう努めるものとする。さらに、指定管理鳥獣の生息状況等や法第14条の２第８項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為の特例措置の必要性を勘案して、必要に応じて対象種の見直しを行うものとする。

②　管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするためには、個体群管理を行うために必要な一定の範囲で鳥獣の生息状況を把握しながら、必要に応じて隣接都府県とも調整を図りつつ、捕獲等をすることが適当であること、都道府県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定者として、管理の目標を設定し、都道府県内において各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、必要な捕獲を主体的に実施することが求められていることから、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成することとしている。

指定管理鳥獣の適切な管理のため、都道府県は、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該都道府県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。また、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。

国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定するとともに、管理の基本的な指針を定め、都道府県等による生息状況及びその将来予測、被害状況等の調査結果に関する情報を収集するなどして、全国的な観点から各都道府県に対し取組状況の評価や技術的な助言を行うこと等により、都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価及び必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援を行う。また、必要に応じて国が複数の都道府県による協力連携体制を構築すること等により、全国的な取組の水準を高めるよう努めるものとする。さらに、国の機関が自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国の機関が管理する区域内で、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が策定されている場合には当該計画と十分整合を図りつつ、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

⑸　一般鳥獣

①　対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）並びに指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

②　保護及び管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図るものとする。

２　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

⑴　広域的な保護又は管理が必要な鳥獣

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下「広域指針」という。）やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護又は管理が進められている。こうした取組は広域的な鳥獣の保護又は管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るように努めるものとする。

⑵　保護について特に配慮が必要な鳥獣

半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、その維持に留意すべきであり、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努めるものとする。なお、このような鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じており、被害防止のためやむを得ず捕獲が必要な場合においては、第一種特定鳥獣保護計画において、捕獲等の抑制に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。

⑶　管理について特に配慮が必要な鳥獣

半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は増加しているものについては、その維持に留意すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施や、必要に応じて捕獲数制限の実効性を高めるための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな管理に努めるものとする。